

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第7回総会

令和5年7月18日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和5年7月18日 午後5時00分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親 (欠席)	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

松原地区 関根 辰雄 伊達崎・下郡地区 石幡 弘実

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出
について

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画の決定について

議案第18号 桑折町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

議案第19号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意
見について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八 卷 靖 之
係 長 吉 田 安 孝
主任主査 後 藤 尚 子
主任主査 小野地 俊 介
農業振興調整官 荒 川 光 弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和5年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

4番 浅野 国英 委員

5番 朽木 泰男 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第2号、農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。

住宅を新築するための転用です。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、総会日程第3の報告第3号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第3号、農地法施行規則第29条第1項第1号による届出 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

200㎡未満の農業用施設への転用届出が、1件ありました。

今回は、農業用資材倉庫の建設敷地とするための届出となります。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、場所は町道のそばの農地であり、周辺農地への影響はないことを確認しております。事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局

【議案第15号、農地法第3条許可申請 整理番号3を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

申請地は、譲渡人がこれまで管理所有していた農地です。

譲受人は、桑折町内に農地を有し、農業経営拡大を図る農業経営者であり、今回は譲渡人からの申し出による贈与により所有権移転を行うための申請です。

申請地は、譲受人が所有する農地に近接しており、現状は耕作が行われておりませんが、今回の所有権移転により、効果的な農地利用が図られると考えます。

本申請について、3条許可要件をすべて満たしていますので、許可することに問題ないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、伊達崎地区担当である 石幡弘実 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、所有者である譲渡人が管理している農地です。現在は耕作されていません。

今回、整理番号3の農地を、農業経営拡大を図る譲受人に無償譲渡するということですが、譲受人は近隣地で耕作を行っていることから、農地の一体的な利用が期待されるところです。

以上のことから、この譲渡により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第16号、農地法第5条許可申請 整理番号4を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

当該農地は、市街化調整区域の集落にある農地であり、申請地の北側が住宅に面しており、第1種農地となります。

今回は、譲受人が住んでいるアパートが手狭になったため、譲渡人が所有する農地に農業分家住宅を建設するための転用申請です。

当該農地については、住宅敷地のために転用しても、周辺の農地への影響はないと思います。

以上のことから、農地の転用は、やむを得ないものと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、松原地区担当である 関根辰雄 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

関根委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地は、松原地区の集落内にあり、西側は町道、北側は宅地に面しています。

今回は、農家分家住宅の建設のための転用申請ですが、集落内の農地ということもあり、転用をしたとしても周辺の農地への影響はないと思います。

以上のことから転用はやむを得ないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

高橋委員

市街化調整区域は、転用が難しく農家分家住宅でなければ認められないと認識

していたのですが、その辺りはどうなっているのでしょうか。

事務局

この土地は市街化調整区域ですので、都市計画法により一般住宅を建てることはできませんが、血縁関係のある分家住宅のみ許可することができます。今回は、農家分家住宅ですので転用することに問題はありません。

会 長

以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。
議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第17号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは、議事参与の制限の関係で整理番号5から30、36から54、57について、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第17号、農業経営基盤許可促進法 整理番号5から30、36から54、57（利用権設定）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。なお、うち5件は農地中間管理事業を利用した賃借権および使用賃借権となり、福島県農業振興公社との転貸契約となります。

利用権設定についてはすべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号5から30、36から54、57について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号5から30、36から54、57について、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号31から33、56については、4番 浅野国英 委員が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 浅野国英 委員 退席)

会 長 まず、整理番号31、32及び56について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第17号、農業経営基盤強化促進法 整理番号31、32、56（利用権設定）を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

利用権設定についてはすべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま

す。

整理番号31、32及び56について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号31、32及び56は原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号33、34及び58については、議事参与の制限により、議長を職務代理者に交代いたします。

職務代理

議長を交代しました。整理番号33、34及び58については、浅尾会長が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号33、34及び58の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(浅尾会長 退席)

まず、整理番号33、34について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第17号、農業経営基盤強化促進法 整理番号33、34（利用権設定）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

利用権設定についてはすべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

職務代理

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま

す。

整理番号 33、34 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いいたします。

(全員挙手)

職務代理

全員賛成ですので、整理番号 33、34 は原案のとおり決定いたしました。

(4 番 浅野国英 委員 入室し着席)

職務代理

次に、整理番号 58 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 17 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 58 (利用権設定) を朗読
後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

利用権設定についてはすべて改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項
の各要件を満たしていると考えます。

職務代理

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま
す。

整理番号 58 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
いたします。

(全員挙手)

職務代理

全員賛成ですので、整理番号 58 は原案のとおり決定いたしました。

(浅尾会長 入室し着席)

職務代理

議長を会長に交代いたします。

会 長

議長交代いたしました。

次に、整理番号35について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第17号、農業経営基盤強化促進法 整理番号35（利用権設定）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

利用権設定についてはすべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号35について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号35は原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号55については、2番 蓬田浩幸 委員が設定人となっておりますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(2番 蓬田浩幸 委員 退席)

会 長

整理番号 5 5 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案再 1 7 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 5 5（利用権設定）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

利用権設定についてはすべて改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号 5 5 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号 5 5 は原案のとおり決定いたしました。

(2 番 蓬田浩幸 委員 入室し着席)

会 長

次に、議案第 1 8 号「桑折農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題といたします。それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 1 8 号、桑折農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてを朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、桑折町長より農用地区域の一部変更に対する意見決定を求められた案件です。

現地調査の結果、宅地に接しており、集落の外縁部の農地であることから周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、また、転用許可基準（集落接続事業）についても基準を満たすものと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第19号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見についてを朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、7月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和5年第7回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後5時30分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月18日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人